

令和7年3月31日

管理職の戒告処分について

令和6年9月4日および18日に発生した、当会職員による住居侵入窃盗、同窃盗未遂の各事件につき、当会は管理職2名を管理不行届の過失があったものとして令和7年3月31日付で、いずれも戒告処分といたしました。

今後管理体制の見直しも含め、再発防止に尽力してまいります。

社会福祉法人 大山崎町社会福祉協議会
会長 荻野 和雄